慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	山本謙三訳・英人参駝児斯註「需斯知尼安帝法典」□全20冊□をめぐつて
Sub Title	Kenzo Yamamoto e la sua traduzione giapponese di T.C. Sandars, The Institutes of Justinian
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.3 (1975. 3) ,p.45- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750315-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

山本謙三訳・英人参駝児斯註「需斯知尼安帝法典」《全二十冊》をめぐつて

森　征一

――この全訳の労は、敬意を表すべく、又其の全訳は邦訳史上に於て前人の企てなかつたところであつて其の成果は景仰して然るべきである――

（矢田一男「需斯知尼安帝法典」・法学新報・第四八巻五号・一八一頁）

はしがき

ユスティニアヌス帝法学提要のわが国最初の全訳書と思われる「需斯知尼安帝法典」と題する大部の活字本については、ローマ法学者の間では古くから知られていたが、しかし、先学の努力もむなしく、その訳者、邦訳時期、典拠本等は謎のままにされてきた。

この書について、春木一郎博士は、「明ニ立帝ノInstitutionesノ訳書ナルガ何人ガ訳シタルカヲ知ラズ」、「武藤智雄氏所有本ノ背皮ニハ山本謙三講述トアルモ訳トハナシ又予ノ所有本ニハ訳者ノ名モ講述者ノ名モ見エズ然レドモ某友ノ伝フル所ニ依レバ明治十七年乃至二十一年ノ頃迄ノ間ニ専修学校ニ使用シタリト云フ」[1]と考証した。その後、矢田一男博士はその詳細な研究によつて、春木博士の考証に従いつつも、この書が「ユスチニアヌス帝法学提要」の全訳書であり、その典拠本は、T.C. Sandars, The Institutes of Justinian with English Introduction, Translation and Notes であろうと推定した。[2] しかしその後、原田慶吉博士、[3] 佐藤篤士教授[4]の研究にもかかわらず、それ以上のことが解明されないまま現在に至つていた。

ところが最近、私は、本塾の手塚豊教授のご教示によって、法務図書館の蔵書のなかに、山本謙三訳・英人参駝児斯註「需斯知尼安帝法典」（全二十冊）（以下「司法省本」と略す）というものがあることを知った。本訳書を調べていくうちに、これがこれまで不明とされてきた「需斯知尼安帝法典」の原本であることが判明したので、ここに、同書の内容、訳者山本謙三の経歴、そしてまた同書の異本とみられる「需斯知尼安帝法典」（中央大学蔵）および「目賀田先生・羅馬法典」（専修大学蔵）と、司法省本との関連などを考察したいと思う。

（1）春木一郎編「需帝法学撮要重要語纂訳」・刀江書院・昭和七年・一一九頁。

（2）矢田一男「需斯知尼安帝法典―『ユースティーニアーヌス帝法学撮要』全訳書の魁か―」・法学新報・第四八巻五号・昭和十三年五月・八〇五―八一一頁、および同「明治以来ローマ法源邦訳事歴（二）――『ローマ法大全』を中枢として――」・同誌・第四九巻八号・昭和十四年八月・七六―七八頁・参照。

（3）原田慶吉「我が国に於ける外国法史学の発達」・「東京帝国大学学術大観」・昭和十七年・二九五頁・参照。

（4）佐藤篤士「日本におけるローマ法学の役割――日本におけるローマ法研究の歩みにたいする一つの反省――」・早稲田法学・第四〇巻一号・昭和四十年一月・七一頁・参照。

一　山本謙三訳・英人参駝児斯註「需斯知尼安帝法典」・司法省・明治十五――十七年・全二十冊

本訳書司法省本は、司法省図書の印のある全二十冊、すなわち最初の四冊（第一巻）が二十字詰・十行・二〇三枚、そして残りの十六冊（自第二巻至附録大尾）が三十字詰・十二行・八八六枚からなる無罫紙の和装半紙版写本で、各所に訳者山本自身のものと思われる朱筆の加筆訂正が施されている。なお本訳書の登録番号は、法務図書館 B150, S10, 1a-t である。

まず、邦訳時期についてであるが、最初の四冊には日付が明記されていないが、第五冊目から第二十冊目までは、明治十五年四月十九日から同十七年四月までの間に翻訳されたものであることが記されている。しかし、明治十五年度の「司法省第八処務年報」によれば、「本年中飜訳竣功及ヒ着手中ノ書類左ノ如シ」として「羅馬法学誘導編　摘訳」（九六頁）とあり、しかも司法省本のなかでは、その原書である英人参駝児斯註「需斯知尼安帝法典」（以下「サンダース本」と略す）の「序論（Introduction）」の訳語として「誘導篇」という言葉が用いられている（たとえば司法省本・第一巻第二章の「註釈」部分）ことから推察すると、この「羅馬法学誘導編」とは、サンダース本の「序論」部分と考えられる。さらに、明治十四年度の「第七処務年報」には本訳書が見当らないから、この部分は現存はしていないが、おそらくサンダース本全訳の一部として、明治十五年初

めに翻訳が着手され、同年四月十九日以前のうちに終了し[1]て、その後引き続き「需斯知尼安帝法典」の部分の翻訳が始められ、同十七年四月に全訳を完了したものであろう。

ところで、本訳書の原書であるサンダース本、すなわち英人参駛児斯註「需斯知尼安帝法典」とは、いつたいいかなるものであろう[2]か。それは、Thomas Collett Sandars, The Institutes of Justinian with English Introduction, Translation and Notes, Fifth Edition, London 1874[3]という英書のことである。

このサンダース本の第五版は、「緒言（Preface）」――「序論（Introduction）」（ローマ法およびローマ法史についての一般的な素描――森註）――「ユスティニアヌス帝法学提要の正文とその英訳（Institutes of Justinian and Translation）」――「註釈（Notes）」（正文の解説――森註）――「要略（Summary）」（正文と註釈の主要部分の体系的な配列による要略――森註）という構成をとつている。そしてその「緒言」で、著者は、本書がオルトラン（Ortolan）のフランス刊本から多くの教えを受け、デュコーロワ（Ducaurroy）の刊本、ラグランジュ（Lagrange）の「ローマ法概説」、ヴァルンケーニヒ（Warnkoenig）の「註釈書」、そしてプフタ（Puchta）の「提要」を参考としたこと、「序論」にはオルトランの「ローマ立法史」とプフタの「提要」の第一巻に示唆されたものが多く盛りこまれていること、翻訳にさいしては、オルトランとデュコーロワの仏訳ならびにハリス（Harris）とクーパー（Cooper）の英訳に学ぶところが大きかつたこと、さらに「正文」の各句末にはガイウスの「法学提要」、「ユ帝学説類集」そして「ユ帝勅法類集」の類句を、ユーリス・キヴィーリス・エンキリディウム（Juris civilis enchiridium）にしたがつて参照文として置いたこと、また「正文」はクリーゲル編「コルプス・ユーリス」（Kriegels, Corpus juris, Leipsic, 1848）によつたこと、そして最後に、この第五版が、とくにドマンジェア（Demangeat）の「ローマ法入門」とポスト（Poste）の「ガイウス」の二書に示唆されて改訂増補されたことを記している[4]。

以上のような構成と内容をもつサンダース本は、当時、東京大学[5]およびその他の私立法学校[6]において、ローマ法教育のなかで広く用いられていたものである。

さて、本訳書の構成についてであるが、サンダース本のユ帝法学提要の「正文」とその「註釈」部分の翻訳がその中心部分であり、付録として「要略（説）」および「序」（すなわち「緒言」）の翻訳、そして訳者山本自身の補充的説明がある。ただ本訳書は、前述したように、「誘導篇」すなわち「序論」部分の翻訳を欠いている。

終りに、全体を通して気付いた点を二、三記そう。

まず、「註釈」部分にあるラテン語文については、たとえば第四巻第十五章「禁令ノ事」第一節の「註釈」部分のように、「原文羅典読（「語」の誤りか――森註）ニテ追テ取調ノ上補塡スルモノトス」として、ラテン語を邦訳せず、その箇所を空白のまま残している。このことから、「正文」部分の翻訳にさいしては、ラテン語文を参照としながらも、英語文を邦訳したものと推察できる。

また訳者山本が、ところどころ「正文」部分を補充したり、「註釈」

部分で独自の註釈を挿入しているのが見られる。たとえば第二巻第一章「物件ノ分類」第二十五節の「正文」部分の「加工」について、「乃チ其疑問ハ是等他人ノ物ヲ料トシテ製作セシ物ハ製作人ニ属スル歟将タ其他人ニ属スル歟如何ニ在テサビニュスハ其物ニ料着目セサル可カラスト思為シ即チ物料ノ所有主ハ製作物ノ所有者ト主張シ又プロキュスハ製作者ノ所有ニ属ス可キコトヲ主唱セリ」との補充を加え、これについては、「訳者曰ク本節中〔　〕内ノ分ハハンタル氏訳ノ同節ヨリ取テ挿入スル所ニ係ル然レトモ是レ拉丁原文中ニハ有ラサルモノニテ同氏ノ訳ニモ此分ハ〔　〕内ニ置ク所ナルカ今訳者ハ文意ノ連続シテ瞭解ニ易カラン為メ敢テ之ヲ抄訳ス」と述べている。

最後に、訳語については、たとえば「人の法」を「人事法」、「遺言」を「遺嘱」、「保佐人」を「守産人」、「無体物」を「無形物」、「債務関係」を「義務」、そして「抗弁」を「答弁」というように、現在からみれば不完全ではあるが、当時「人事編」、「無形物」、「義務」などという訳語が一般的に用いられていたこと(7)を考慮するならば、これらの訳語は、当時の学問水準にあつたと考えられる。逆に、「問答契約」、「生来自由人」等、現在でも通用する立派な訳語も見える。とくに「問答契約」なる訳語は、本訳書が初めて用いた訳語である。(8)

次に本訳書の目次ならびに正文・註釈の一部を掲げてみよう。

(目次)

需斯知尼安帝法典

上論

第一章　正義及ヒ法律——第二章　天然法、国際法及ヒ国法——第三章　人事法——第四章　生来自由人——第五章　生後自由人——第六章　解放スルコト能ハサル原由——第七章「ヒウジヤ、カノニヤ」法令ノ廃止——第八章　独立人及隷属人ノ事——第九章父権——第十章　婚姻——第十一章　養子——第十二章　主権解除方法——第十三章　後見ノ事——第十四章　遺嘱ノ後見人——第十五章　適法男系親ノ後見——第十六章　分限ノ減殺——第十七章　適法恩人ノ後見——第十八章　適法父ノ後見——第十九章　信任ノ後見人——第二十章　「アチリヤ」法ノ後見人並ニ「ジュリヤ」及「チチヤ」法ニ拠テ付与シタル後見人——第二十一章　後見人ノ認可——第二十二章　後見ヲ已ムル方法——第二十三章　守産人——第二十四章　後見人守産人保証ヲ出ス事——第二十五章　後見人又ハ守産人ト為ルコトヲ免除スル事——第二十六章　嫌疑アル後見人及ヒ守産人

第二巻

第一章　物件ノ分類——第二章　無形物ノ事——第三章　「セルビチュード」ノ事——第四章　入額所得ノ事——第五章　使用及ヒ住居ノ事——第六章　経時効及ヒ永時所持ノ事——第七章贈与ノ事——第八章　譲当シ能フ物及ヒ能ハサル物ノ事——第九章他人ヲ経テ物ヲ獲ル事——第十章　常式ノ遺嘱ノ事——第十一章軍人ノ遺嘱ノ事——第十二章　遺嘱ヲ為スコト能ハサル人ノ事——第十三章　相続ス可キ人ヲ相続ヨリ取除ク事——第十四章　相続人ヲ設立スル事——第十五章　「ヴェルガリ、スブスチチュー

ショ」ノ事――第十六章　「ピュピラリ、スブスチチューショ」ノ事――第十七章　遺嘱ノ無効トナル方法――第十八章　分ヲ守ラサル遺嘱ノコト――第十九章　相続人ノ資格及ヒ其差違ノ事――第二十章　贈遺ノ事――第二十一章　贈遺ヲ取消スノ事――第二十二章　「ファルシヂャ」法令ノ事――第二十三章――「フヒデイコンミッサ」ノ遺産ノ事――第二十四章　特個ノ物品ヲ「フヒデイコンミッサム」ニ拠テ遺留スル事――第二十五章　小遺嘱ノ事

第三巻

第一章　遺嘱ナキ遺産ヲ所置スル事――第二章　適法ノ「アグナチー」カ相続ノ事――第三章　「テルチュリャナム」元老院布告ノ事――第四章　「オルフヒチャナム」元老院布告ノ事――第五章「コグナチー」ノ相続ノ事――第六章　血属親ノ親等ノ事――第七章　被自由人ヲ相続スルコト――第八章　被自由人ヲ付托スル事――第九章　財産所持権ノ事――第十章　僭称ニ由テ財産ヲ獲得スル事――第十一章　自由ニ由テ財産ノ相続ヲ裁決スル事――第十二章　財産ヲ売却シ以テ高メタル相続及ヒ「クロヂャム」元老院布告ニ由ル相続ノ事――第十三章　義務ノ事――第十四章　物ニ拠テ義務ヲ約束スル方法ノ事――第十五章　口上ノ義務ノ事――第十六章　約束者又ハ約諾者二名以上アル時ノ事――第十七章　奴隷ノ取組ミタル契約ノ事――第十八章　問答契約ノ区別ノ事――第十九章　無効ノ問答契約ノ事――第二十章　「ヒデシュソル」ノ事――第二十一章　書面上ノ義務ノ事――第二十二章　同意ニ成ル義務ノ事――第二十三章　売買契約ノ事――第二十四章　賃貸借ノ契約ノ事――第二十五章　組合契約ノ事――第二十六章　代理ノ事――第二十七章　准契約ノ義務ノ事――第二十八章　如何ナル人ニ由テ余等ハ義務ヲ獲得スルコト有ル乎――第二十九章　義務ヲ解除スル方法ノ事

第四巻

第一章　犯罪ヨリ生スル義務――第二章　強奪――第三章　「アクイリヤ」法令ノ事――第四章　妨害――第五章　准犯罪ヨリ生スル義務――第六章　訴訟――第七章　（無題）――第八章　為害ノ訴――第九章　（無題）――第十章　（無題）――第十一章　保証――第十二章　永久ノ訴及ヒ一時ノ訟、相続人ニ移傳シ又ハ移傳セサル訟ノ事――第十三章　答弁――第十四章　弁駁ノ事――第十五章　禁令ノ事――第十六章　猥リニ訴答スルコトニ対スル懲罰ノ事――第十七章　司法官ノ事――第十八章　公訴ノ事

附録　要略（要説）――大尾（「序」を含む）

第一章　正義及ヒ法律

正義ハ人ヲシテ各其本分ヲ得セシメント欲スル不断無窮ノ願意ナリ

「ジュス」ナル語ハ羅馬法学士カ其最モ拡充シタル意義ニテ用ユル所ハ総テ各人カ遵奉セサル可カラサル所ノ命令ニシテ所謂道徳ト法律トノ命令ヲ併含スルモノトス○蓋シ公私ノ意見ノ批准ニ拠テ唯タ服従セシヲ得ル所ノ命令ト人定ノ法律上ノ批准ニ拠テ服従セシメ得ル所ノ命令トハ我輩ヲ以テ之ヲ見レハ彼此固ヨリ判然タルカ如シ然ルニ羅馬法学士ハ法学ノ原理ト区分ヲ論

スルニ方テ常ニ此法律ト道徳トヲ分別スルコトナシ○例ヘハセルサスカ「ジュス」ノ本義ヲ与ヘテ善良ト衡平トノ術ト做スカ如シ○此語義ヲ斯ク拡充スルハ人定法律ヲ道徳中ニ泯没スル者ニシテ是レ則チ其命令セラルル所ノモノハ唯々其必ス命令セラルヘキ筈ノモノノミタラサル可カラスト想定スレハナリ○而シテ此混雑ノ由テ起ル所ハ主トシテ同法学士カ希臘ノ理学ヨリ借受タル天然法ノ説ニ在ルナリ(誘第十四節ヲ見ヨ)

又「ジュス」ナル語ヲ適切ニ法律上ノ意義ヲ以テ用ユル所ニテハ二個ノ主要ナル意義ヲ有スルモノニシテ一ハ法律ヲ示ス此法律ハ即法律上ノ方略ニ依テ保護及ヒ督促セラレ得ル所ノ権利及ヒ義務ノ全塊ヲ云フ又一ハ単個ノ権利ヲ顕ハス此権利ハ即チ法律ニ由テ一人ニ許与シタル能力、特権ニシテ他人ニ賦課シタル互関ノ義務ヲ以テ相伴フモノトス○例ヘハ通行権ノ如シ是レ法律ヲ以テ一人ニ許与シタル他人ノ地内ヲ通行スルノ権利ニシテ其他人ハ渠レヲ通行セシムベキ義務ヲ負フ者トス○蓋シ此法典ノ論及スル民法の藩囲内ニ於テハ其軽重ヲ問ハス何等ノ権利何等ノ義務ト雖トモ決シテ他人ナシニハ成立チ能ハサルナリ(誘第三十六説ヲ見ヨ)

第一節　法律学ハ天事ト人事ノ学問ニシテ即チ正ト不正ノ科学ナリ

「ジュリスプリュデンシヤ」ハ凡テ「ジュス」ナル所ノモノノ学問ナリ而シテ「ジュス」ハ天然法ノ理論ニ従ヘハ則チ正当ナル道理ノ命令スル所ノモノトス蓋シ此正当ナル道理ハ自然ノ間ニ普通ニシテ羅馬人カ常ニ云フ如ク即チ神ト人トニ共通スルモノナリ○此理ニ由リ且公法ノ祭事ニ関係アル謂ヲ以テ天事ノ学モ亦人事ノ学ト倶ニ「ジュス」ノ中ニ存スルモノト称スルコト必要タリシナリ○本節及前節ノ義解ハアルビヤンノ著書ヨリ来ルモノナルカ其之ヲ取ルヤ狂妄不制ナルヲ以テ特リ其原之ヲ分割シタル理論ヲ合セ取ルニ非サレハ分明ナラサル而已ナラス抑モ之ヲ此ニ置クハ法律ノ原論トシテ決シテ其所ニ非サルヲ覚フナリ(誘第三十四節ヲ見ヨ)

第二節　余等以為ク既ニ右等ノ名詞ヲ解釈シタレハ即チ今ヨリ正ニ羅馬国民ノ法律ヲ其最モ有益ナル方法ニテ説明セントス而シテ余等之ヲ為スニ方テ初メ先ツ平旦ニシテ且ツ容易ナル道ニ従ヒ然ル後チ謹テ各別ニ其奥義ヲ精説スルニ進マサルヘカラス○何者法学ニ新タニシテ未タ多ク学フニ堪ヘサル所ノ生徒ノ心ヲシテ徒学ノ始メニ於テ既ニ諸種ノ論題ヲ許多担荷セシムル時ハ必ス左ノ二事中ノ一ヲ生ス可ケレハナリ即チ渠レヲシテ全ク此学ニ従事スルヲ廃弛セシムルカ否ラサレハ渠レヲシテ大ニ勤労セシメ且久シク己レヲ信セサラシメタル後チ(是レ最モ屡アル事ニシテ少年ノ進歩ニ於ケル阻礎ノ大ナルモノ)漸ク終ニ渠レヲ導テ夫ノ渠ヲ容易ノ道ニ誘ヒシトキハ大ナル勤労モ要セス亦自ラ己レヲ信セサラシムルコト無シテ速ニ達シ得タル所ノ点ニ至ラシムルヲ得ルコト是ナリ

第三節　法律ノ格言ハ左ノ三トス曰ク自ラ正直ニ有レ曰ク人ヲ防害スル莫レ曰ク人ヲシテ各其本分ヲ得セシムヘシ

第四節　法律ノ学問ハ分テ二ト為ス即チ公法私法是ナリ○公法ハ羅馬帝国ノ政事ニ関シ私法ハ人民各個ノ利益ニ係ル○今余等ノ論スル所ハ私法ニシテ此私法ハ三個ノ元素ヲ以テ作リ即チ天然法、国際法及ヒ国法ニ属スル諸法例ヨリ成ル

公法及ヒ私法共ニ国法ノ部分ナリ而シテ国法ハ一某国ノ法律ヲ云フ○公法ハ祭法、僧法及ヒ政法ヨリ成リ（デ、一、一、二）○故ニ公法ノ関スル所ハ祭事ト政事トニシテ私法ハ各個人民ノ権利義務ヲ定断ス○本節ニ私法ヲ分ケ三ト為ス論次節ニ見ユ

(1) この司法省本の第二十冊目（附録大尾）には、「訳者（山本謙三――森註）曰ク」として「ビンヂカショ」については「本書ノ誘導篇ニハ其大略ヲ示シ」たとあり、また「其由来並ニ訴答ノ手続等ハ誘導篇第九十四節ヲ参観ス可シ」とあることから推察すると、「誘導篇」はすでに翻訳を終えていたのであろう。

(2) 著者サンダース（イギリス、一八二五――一八九四年は、オックスフォード大学に学び、一八四八年に B.A. そして一八五一年に M.A. を取得し、同年弁護士となり、一八六五年から一八七三年まで法学院(Inns of Court) の講師として、憲法、憲法史を教えた人である（Dictionary of national biography, vol. XVII, Oxford, p.740)。

(3) 本書は、初版一八五三年、第二版一八五九年、第三版一八六五年、第四版不明、第五版一八七四年（本塾図書館星文庫蔵）、第六版一八七八年(法務図書館蔵)、第七版一八八三年、第八版一八八八年、その後、一八九八年、一九〇〇年、一九二二年と版が重ねられた。

(4) 著者は、初版からこの第五版までは、この緒言に変更を加えていないが、第六版以後の緒言のなかで、「ハンター(Hunter)の『ローマ法』の恩恵を受け」、「翻訳の訂正には、ハンターの『提要』の正文の翻訳と、アブディ（Abdy）およびウォーカー（Walker）の翻訳を参考とし」、また「クリーゲルの正文に代えて、フシュケ（Huschke）の正文(Leipsic, 1868) を用いて若干の変更を加えた」(T.C. Sandars, The Institutes of Justinian, 6 ed. London, 1878) と述べている。

(5) 東京大学の前身である東京開成学校においては、「羅馬法律」が講義されていたが、明治十年に東京大学となつてからは、国粋保守主義的教育方針をとつた加藤弘之の意見によつて、日本法制史講座の濫觴とも言うべき「本邦古代法律」という講義が成立したことから、ローマ法の講義はその影を潜めてしまつた（矢田「明治時代のローマ法教育（一）」・法学新報・第四四巻三号・昭和九年三月・八三――九二頁・参照)。しかし明治十五年にローマ法の講義が復活され、その担当者テリーのローマ法講義には「サンダル氏　ジャステニヤン法典」を使用して教科書とした（「東京大学法理文三学部一覧」・従明治十五年至十六年・五一頁、および同書・明治十七年二月・五八頁)。

(6) 明治義塾研究所（法律学校）でローマ法を講じたと思われる馬場辰猪選の「羅馬律略」（共存雑誌・第二〇――六二号・明治十二――三年）は、サンダース本を基礎としたものと考えられる（矢田「明治以来ローマ法源邦訳事歴（一）」・法学新報・第四九巻一号・四三――五〇頁)。また英吉利法律学校にて明治十八年度の半ばより「渋谷（慥爾――森註）君ノ講義セラレタルハサンダー氏ノ『ヂャスチニアン』の総論文」（渡辺安積講義・山口正毅編輯「羅馬法」――英吉利法律学校講義録――・明治二十年七月・二頁）であつたし、さらに明治十九年度には、渡辺安積も「羅馬法ヲ講スルニ方リマッケルデキハンターポストサンダーマクケンジー諸氏の羅馬法書ニ拠リ其大要ヲ纂述」（渡辺安積編輯「羅馬法全」・英蘭堂・明治十九年六月・七頁）したと述べている。

(7) 「英吉利法律羅馬法律教師テリー申報」（「東京大学年報」・六五――

六六頁によれば、東京大学における明治十五年度のローマ法の講義では、「人事編ノ大意ヲ普通一般ノ方法ニ依リテ授ケタリ特ニ学生ヲシテ大ニ注意ヲ喚起セシメシハ無形物及ヒ義務ノ条目トス」(矢田・前掲ローマ法教育(一)・法学新報・第四四巻三号・九〇頁)とある。

(8) 春木・前掲書・一一九頁。

二　訳者　山本謙三のこと

山本謙三の生涯については不明な点が多い。まず、彼の出身地および生年没年についてはまつたく知ることができない。ただ山本は、初めその本籍地を新川県(石川県)[1]におき、最後に東京府[2]にそれを移し、東京府下谷区北稲荷町十六番地[3]に居を構えていたようである。知り得る最後の族籍は、「東京府平民[4]」である。

さて、山本は明治七年頃、東京開成学校の予科に入学し、三ヶ年の課程を経て、明治九年に卒業したようである。[5]卒業後、明治九年十二月十三日より東京大学予備門の英語教員として雇入れられたが、[6]明治十年八月八日より司法省六等属に転任し、[7]同五等属、[8]同四等属、[9]同三等属[10]と昇進し、[11]さらに同省記録局翻訳課三等属、[12]同総務局文書課三等属[13]を経て、明治二十年十二月二十四日より検事に任ぜられるとともに奏任官六等に叙せられ、[14]大阪始審裁判所詰検事となつた。[15]そして明治二十一年三月二十一日には、法律取調委員会における法律取調事務兼務を命ぜられた。[16]この法律取調委員会は、明治十九年八月六日に井上馨によつて設置され、当時、民法その他の諸法典を統一的かつ早急に編纂・起草するために、連日審議を重ねていたのである。[17]山本は、しばらくの間、同委員会においてその事務を取扱つた後、明治二十四年堺区裁判所詰検事[18]、明治二十五年大阪区裁判所検事、[19]明治二十六年堺区裁判所詰検事[20]を経て、明治二十六年十二月二十三日より判事に任ぜられるとともに、高等官七等に叙せられ、[21]五条区裁判所判事となり、[22]多くの民刑事件を分掌した。[23]後、明治二十七年十月二十五日に願に依り本官を免ぜられた。[24]その後の消息は、まつたく不明である。

この司法省時代に、山本は、数多くの翻訳をものしている。すなわち、本稿の主題である参駛児斯註「需斯知尼安帝法典」のほか、法務図書館に所蔵されているものとしては、

山本謙三訳述「英国禁令状(完)」・司法省・明治十二年二月・一冊・一一四頁

山本謙三訳「合衆国政府千八百五十三年二月二十六日布告第八十号　訴訟入費条例」・司法省・一冊・司法省十三行罫紙二十三枚の写本

山本謙三訳「英国上等裁判所手数料規則」・司法省・一冊・司法省十三行罫紙十二枚の写本

山本謙三訳「英国上等裁判所訴訟入費規則」・司法省・明治十六年・一冊・司法省十三行罫紙四十二枚の写本[25]

山本謙三訳・英人アヂソン氏著「英国民事犯法要説」・司法省・明治十三年[26]――十四年二月二十八日・三冊・無罫紙八一四枚の和装半紙版写本

山本謙三訳・米タウンゼンド氏著「英米商法要論(完)」・司法省

・明治二十三年三月・一冊・九一二頁

がある。

ところで、山本は、司法省勤務のかたわら、専修学校でローマ法その他の学科目の講義をした。

専修学校では、明治十三年九月の創立以来、邦語で講義がなされ、ローマ法の講義は、法律学科外の「特別講義」あるいは「臨時講義」として行なわれていたようである。[27]その講義内容は、明治十五年から十六年にかけて出版された高橋健三のローマ法についての講義録[28]より推察すれば、ローマ法全般にわたつていたようである。ついで、明治十七年から二十二年頃まで、山本謙三が法律科の講師として講壇に立ち、[29]「需斯知尼安帝法典」を講述したものと思われる。[30]その間、専修学校の法律学科において、ローマ法は、明治十八年・十九年[31]には「第三年」に、そして明治二十年・二十一年[32]には「科外」[33]におかれていた。山本の後、明治二十三年から二十五年までは、ローマ法は第一年・第二年の前後期を通じて行なわれ、その担当者は、目賀田種太郎と朝倉外茂鉄であつたらしい。[34]目賀田は、「羅馬法」[35]と、後に検討する「羅馬法典」、そして朝倉は、「羅馬法」[36]という講義録を残している。[37]

山本は、ローマ法のほか、科外講義を明治二十四年頃までいくつか担当したらしく、[38]明治二十年から二十三年に発兌された「専修学校法律講義筆記集」にある山本のものは次の通りである。[39][40][41][42]

山本謙三講述・三浦恒吉筆記「禁止令状（インジャンクション）」・四十八頁

山本謙三講義・山村鉄六筆記「中裁法」・二十三頁

山本謙三講述・大原哲治筆記「保証及担保法」・三十五頁

山本謙三講義・山村鉄六筆記「払方法」・三十頁

山本は、関西へ赴任すると共に、専修学校を退職したのであろう。

(1) 「東京開成学校一覧」・明治八年二月・五七頁。なお同書・明治九年版では、本籍が「新潟」（一〇一頁）となつているが、これは誤植であろう。

(2) 「官員録」・明治十一年六月版から同十五年六月版までは、本籍「石川」となつている。新川県は明治九年四月十八日から石川県と改称されたからである。

(3) 「官員録」・明治十六年六月版からは、「東京府」となつている。

(4) 専修学校同窓会「専修学校同窓会報告、従明治二十年一月到明治二十年十二月」・明治二十一年二月二十二日・二〇頁および「日本紳士録」・明治二十五年版・交詢社・四二八頁・参照。

(5) 「五条区裁判所現在員明細表」・明治二十七年六月三十日調。

(6) 山本は、明治八年には、予科第四級甲（「東京開成学校一覧」・明治八年二月・五七頁）そして同九年には予科第二級甲（「東京開成学校生徒月表」・第五号・明治九年五月、および「東京開成学校一覧」・明治九年・一〇一頁）に登録されている。当時、東京開成学校予科は、三ヶ年の課程であつたこと、また、本文で述べたように、明治九年十二月からは、東京大学予備門の英語教員として雇入れられたことから推定して、予科入学が明治七年そして卒業が同九年と考えられる。

(7) 「東京帝国大学五十年史上冊」・昭和七年十一月・九一八頁。

(8) 前掲東京帝国大学五十年史上冊・九一八頁、「官員録」・明治十一年六月版・一二八枚ウラ、同明治十二年一月版・一三二枚ウラ。

(9)「官員録」・明治十三年六月版・一五二枚オモテ。
(10)「官員録」・明治十四年五月版・一五九枚オモテ。
(11)「官員録」・明治十五年六月版・一六九枚ウラ、同明治十六年六月版・一七五枚オモテ、同明治十七年十月版(上)・一九二枚オモテ。なお、西村捨也「明治時代法律書解題」・酒井書店・一九六八年によれば、「山本謙三(一八八二年)外務省四等属」(索引五六頁)とあるが、これは「司法省三等属」の誤りであろう。
(12)「官員録」・明治十八年十一月版(上)・二一五枚ウラ。
(13)「官員録」・明治十九年十二月版・二一〇枚ウラ、「改正官員録」・明治二十年三月版(甲)・一〇八丁。
(14)「官報」・第一三五一号・明治二十年十二月二十八日。なお「官報」第一三五七号・明治二十一年一月十一日によれば、「明治二十一年一月十日　下級俸下賜　検事(奏任官六等)　山本謙三」とある。
(15)「官報」・第一三六一号・明治二十一年一月十六日。なお、この大阪始審裁判所詰は、明治二十三年まで続いた(「官員録」・明治二十一年四月版・一二五枚ウラ、「職員録」・明治二十一年十二月・二一七頁、「職員録(甲)」・明治二十二年十二月・二一八頁、「改正官員録(甲)」・明治二十三年十二月・一二二枚オモテ)。
(16)「官報」・第一四一六号・明治二十一年三月二十三日。
(17)星野通「明治民法編纂史研究」・ダイヤモンド社・昭和十八年・八六頁以下参照。
(18)「職員録(乙)」・明治二十四年一月版によれば、「司法省堺区裁判所検事(奏五等)(下)従七位」(三六頁)とある。
(19)「職員録(甲)」・明治二十五年一月版によれば、「司法省大阪区裁判所検事(奏十二、従七位)」(二四〇頁)となつている。
(20)「職員録(甲)」・明治二十六年一月版によれば、「司法省堺区裁判所検事(七等、従七位)」(二五〇頁)とある。
(21)「官報」・第三一四八号・明治二十六年十二月二十五日。
(22)「官報」・第三一四九号・明治二十六年十二月二十六日には、「補五条区裁判所判事　判事　山本謙三」「十二級俸下賜　判事　山本謙三」「(以上　十二月二十三日　司法省)」とある。なお「五条区裁判所明治二十七年(自一月至六月)出勤簿抄録」には、「一月八日　大阪地方裁判所ヨリ着任」となつている。
(23)「五条区裁判所現在員明細表」・明治二十六年十二月三十一日調および同明治二十七年六月三十日調。現在、奈良地方裁判所五条支部には、五条区裁判所時代の判決原本が残されているが、そのなかで山本謙三が関与したものは全部で二十六件あつた。
(24)「官報」・第三四〇二号・明治二十七年十月二十九日。なお「五条区裁判所明治二十七年(自七月至十二月)出勤簿抄録」によれば「十二月二日依願免官の辞令拝受」となつており、実際にも十一月と十二月は「皆勤」となつている。
(25)本書にはその成立時期についての明記がないが、「司法省第九庶務年報」・明治十六年に、「本年中翻訳」として「英国訴訟入費規則　全部」とあることから、その成立時期を明治十三年と推定した。
(26)本書についてもその第一冊目の第一綴から第三綴までの成立時期が明記されていないが、第一冊目の第四綴が明治十三年七月一日と記されていること、また「司法省第六庶務年報」・明治十三年に、「本年度中翻訳セシ書目」として「英国民事犯法要説七冊」とあることから、第一冊目の三つの綴は明治十三年七月一日以前のうちに成立したものと推定できる。
(27)「専修学校法学課一斑」・明法志林・第三号・明治十五年八月十五日・四六〇頁・参照。

(28) 高橋は、「高橋健三君専修学校ニテ法学生徒ニ教授ノ羅馬財産法ノ講義」・明法志林・第二九号・明治十五年五月十五日・一九二――二〇六頁、および同誌・第三一号・明治十五年六月十六日・二七五――二九〇頁、そして高橋健三講述・専修学校生徒筆記「羅馬法講義」・明治十六年五月を残している。この「羅馬法講義」は、第三回身分法、第四回身分法後見人ノ部、そして第五回財産法（この財産法の部分は、いくつかの字句の相違はあるが、上記の羅馬財産法ノ講義とほとんど同じである）からなり、第一回と第二回の講義が抜けているが、その前文で「前二回ノ講義ニ於テ成典大全編纂ノ顚末ヨリジァスチニアン帝已後近世ニ至ル迄ノ羅馬法全体ノ景況ヲ略論セリ」と述べられているところから、第一回と第二回の講義の内容が推測できる。

(29) 明治十八年三月版「専修学校一覧」には法律学科目のなかに「羅馬法」があり、そして講師陣のなかに「山本謙三」の名前が見られる。明治十九年七月版・明法志林・第一二〇号の「専修学校生徒募集広告」および同年十二月版・同誌・第一二八号の広告には「羅馬法」、また明治二十年九月版「専修学校一覧」にも「羅馬法」と「山本謙三」、さらに、明治二十一年版・同誌には、「羅馬法」、そして明治二十二年七月版・同誌には、講師欄に「山本謙三」とあるだけである。ただこれだけでは、その明治十八年から二十二年まで山本が羅馬法を講義したかどうかは確かではない。しかし、専修学校同窓会編「専修学校同窓会報告・従明治二十年一月到明治二十年十二月」・明治二十一年二月二十三日・一五頁、および同編・同誌・従明治二十一年一月到明治二十一年六月・明治二十一年十月十一日・三一頁によれば、「講師受持科目」として「羅馬法　山本謙三」となつており、明治二十年から二十一年にかけて、山本がローマ法を講義したことが明らかにされているから、明治十八年から二十二年まで山本がローマ法を講義したと考えてよいのではないかと思う。さらに明治十七年の資料はないが、春木博士が、「某友ノ伝フル所ニ依レバ」として明治十七年に山本が講義していたとされること（春木・前掲書・一一九頁）、そして山本が「需斯知尼安帝法典」を明治十七年四月に訳し終えたことをも考え合せて、明治十七年も含めたいと思う。

(30) 「専修学校一覧」・明治十八年三月。

(31) 明法志林・第一二〇号・明治十九年七月二十五日の「専修学校生徒募集広告」、および同誌・第一二八号・明治十九年十二月二十五日の広告。

(32) 「専修学校一覧」・第八号・明治二十年九月。

(33) 「専修学校一覧」・明治二十一年八月。

(34) 矢田「明治時代のローマ法教育（二）」・法学新報・第四四巻四号・一〇二頁。佐藤教授は、目賀田がローマ法を「明治十九――二十五年の間」（佐藤・前掲書・七一頁）に講義したと主張されるが、山本が明治二十二年頃まで講義しているのであるから、目賀田は明治二十三年から二十五年までの間と考えるべきではないかと思う。

(35) 故目賀田男爵伝記編纂会「男爵目賀田種太郎」・昭和十三年によれば、目賀田（一八五三――一九二六年）は、明治三年ハーバード大学に留学し、その間ラテン語とローマ法に興味を寄せ（四二、五二、一四八頁）、帰国後、明治十三年に相馬、田尻、駒井らとともに共同経営の専修学校を創設し、私犯法（損害賠償法）、証拠法、刑法、万国公法を教授し、後には弁論学を正科に加えた（一一二頁）。講義録としては、「動産委托法」、「国際私法」、「私訴犯法（完）」等があり、これらの他、「文書上の権利」という著書もある（専修大学年史編纂室「専修大学九十年小史」・昭和四十四年二九頁）。さらに彼は「法詞訳集」の作製にも参画している（宮坂宏「法詞訳集――専修学校創設と外国法教育――」・専修法学論集・第七号・一九六九年十二月・八四頁）。

(36) 本書は、米国法律学士目賀田種太郎講義「羅馬法」(全二〇九頁)と称するもので、これには「専修学校講義案　宇野家」と書かれている。目次は次の通りである。

沿革概説――初巻　法学及法律ノ区別――第一巻　人ノ総論・民権・国民及外国人・奴隷・婚姻・離婚・自然生ノ子ヲ正当ニスルコト・「アドプシオー」・父権・後見人及財産管理人即チ輔佐人・法人――第二巻　物権ニ関スル法律・物ノ区別・財産権・財産獲得ノ方法・占有・「プレジアル」即チ属地ノ地役権・用益権・住居権・使用権・時効――第三巻　人権及義務即チ法鎖・要物契約・言辞書面ニ依リテ成レル義務

(37) 朝倉は明治二十三年帝国大学卒業後、直ちに法律事務に従い、傍ら東京専門学校と英吉利法律学校の講壇にも立つていた(矢田・前掲ローマ法教育(二)・法学新報・第四四巻四号・一〇六頁註2)。著作としては、朝倉外茂鉄講述「海商法(完)」(東京法学院)、朝倉外茂鉄講義・院友永滝久吉編輯「英国商船法」等がある。

(38) 朝倉外茂鉄講義「羅馬法」(専修学校法律学講義筆記)(矢田・前掲ローマ法教育(二)・法学新報・第四四巻四号・一〇三頁註8)。本書は私見できなかつたが、東京専門学校の講義録である朝倉外茂鉄「羅馬法」・明治三十一年・東京専門学校刊が、「ローマ法の沿革について講述し(時代区分を四期とし、国家創立――→一二表法――→キケロ――→アレキサンダ――→シビラス――→ユ帝)」(佐藤・前掲書・七三――七四頁)ているところから、その内容が推測される。

(39) 矢田・前掲ローマ法教育(二)・法学新報・第四四巻四号・一〇三頁註4。

(40) 明治十九年十二月二十五日版・明法志林・第一二八号における「専修学校ニテハ今度其筋ノ特別監督ヲ受クルコトニナリニシニ付キ大ニ其学科規則等ヲ改正シ且校外員ナルモノヲ募リテ法律経済両科ノ講義録ヲ出版サルル由」(三四四頁)との記事、また明治二十年三月十五日版・明法志林・第一三四号の「講義筆記ヲ発兌セラレシ以来校外員ノ申込ヲ為スモノ続々トシテ絶エズ為メニ一旦印刷ノ筆記モ再版又ハ三版ニ附セラルルモアリ」(四二頁)との記事からすれば、明治二十年の初めに初版が発兌されたと考えられる。

(41) 矢田・前掲ローマ法教育(二)・法学新報・第四四巻四号・一〇三頁註4。

(42) 矢田・前掲ローマ法教育(二)・法学新報第四四巻四号・一〇三頁註4。

三　中大本「需斯知尼安帝法典」および専大本「目賀田先生・羅馬法典」について

(1)　中大本「需斯知尼安帝法典」(作者・年代不詳)

本書は、中央大学図書館に所蔵されてあり、矢田博士が参照したところのものと考えられる。背部標題が「需斯知尼案帝法典」で、本文の冒頭に「需斯知尼安帝法典」と書かれている四六判・三十字詰・十二行・五七二頁の緑色クロース装活字本であり、その内容はユ帝法学提要の全訳である。

この中大本を司法省本の「正文」と比較対照してゆくと、いくつかの字句の相違はあるが、山本謙三訳の司法省本の「正文」部分と一致すること、また中大本のなかの聴講者のものと思われるかなり詳細な書き込みが、司法省本の「註釈」部分と符合すること(1)、さら

に聴講者による誤植の訂正および補充部分が、司法省本に従つていることが判明した。したがつて、武藤氏所有本の背皮に山本謙三講述とあることをも考え合わせるならば、おそらくこの中大本は、山本謙三が、サンダース本の翻訳（すなわち司法省本）後、そのなかから「正文」部分だけを抜き出して再度の手直しをし、専修学校のローマ法の講義録として出版したものであろう。そして講義にさいしては、ユ帝法学提要の「正文」を理解させるために、主にサンダース本の「註釈」部分を講義の説明として用いたと考えられる。本書の出版年月日は不明であるが、おそらく山本の専修学校時代、すなわち明治十七年から同二十二年頃までの間と思われる。[2]

（2）　専大本「目賀田先生・羅馬法典」

本書は、専修大学年史編纂室の所蔵するものであり、四六判・三十二字詰十二行の和装半紙版活字本で、二つの部分から成つている。前半の部分は、十九枚からなり、本文冒頭に「目賀田先生訳述・専修学校生徒筆記　羅馬法典」と記されてあつて、「ジョスタニアン法典第一巻第一章」から始まり、「第一巻第二十三章」で終つている。各章とも無題で、ユ帝法学提要を各章ごとに要約したものである。[3]後半の部分は、五十五枚からなり、本文冒頭に「需斯知尼安帝法典」と記されていて、まず「上諭」から始まり、次に「第一巻第二十四章　後見人守産人保証ヲ出ス事」が続き、「第二巻第十章常式ノ遺嘱ノ事」で終つている。これは、ユ帝法学提要の「正文」を翻訳したものであり、この後半部分は中大本と完全に一致する。

では、この専大本をどのように考えたらよいだろうか。私は、目賀田が明治二十三年頃、ローマ法講義を山本から引き継いだが、その年はまだ準備がなかつたので、とりあえず、山本にならつてユ帝法学提要を講義していたのが、途中からなにかの都合で、再度山本に代講を依頼したのではないか、と考える。なぜならば、目賀田には、前述したように、「羅馬法講義録」があること、専大本の前半と後半とが、第二十三章から第二十四章へとつながつていること（「上諭」は、目賀田が前半で説明していなかつたので、山本がここで説明したものであろう）、前半が十九枚目で終り、後半が新たに一枚目から始まつていること、そして後半にある聴講者のものと思われる書き込み、および誤字の訂正からみて、山本が講義したものと考えられるからである。[4]

（1）　たとえば、中大本の第一巻第十章「婚姻」の箇所の書き込みには、「往昔羅馬ノ婚姻ニハ三種ノ方法アリ（一）（コンファレーショ）是ハ男女共ニ寺院ニ至リ僧正ノ面前ニ於テ宗教ニ従ヒ結婚スルモノ也（二）（コーエンプショ）此法ハ親カ其女ヲ男ニ売渡ス儀式ナリ（三）（ユーザス）是ハ夫婦タラント欲スル男女同棲シテ満一年間ヲ経過セハ法律上正当ノ夫婦ト見做ス方法也云々」（二四――二五頁）とあり、これは、司法省本の同箇所の「註釈」部分、すなわち「羅馬法ノ早世ニ於テハ婚姻ノ結束ヲ造成スルコトニ付三様ノ方法アリテ其一ハ『コンファルレーショ』ニシテ一種ノ宗教上ノ礼式トス此礼式ニ於テハ唯神法ニ干与シ得ル者ノミ相列ナルヲ得ヘシ其二ハ『コイムフショ』ニシテ即チ仮設ノ売買トス此ノ売買ヲ以テ妻タル者ヲ夫ニ売渡ス事ナリ而シテ其三ハ『ユーサス』トス是レ婚姻ヲ造成スルノ存意ニテ男女同棲スルコトナリ云々」に符合する。

（2）　春木・前掲書・一一九頁・参照。

(3) たとえば、第一巻第一章は、「法ハ各人ヲシテ其所ヲ得セシメント常ニ欲スルモノナリ今此義ヲ述ヘテ易ヨリ難ニ入リ能ク羅馬国法ノ義ヲ明カニセントス若シ先キニ難ヲ探ラハ或ハ後進ヲシテ其学ヲ棄テシメ或ハ其方ヲ謬ラシムルニ至ラン是レ寧ロ易ニ依リテ難ニ入ルノ方ニ若カサルナリ、法ノ理ハ能ク其生ヲ正シクシ人ヲ善セス人ヲシテ其ノ得ヘキ所ヲ得サシムルニ在リ法ノ学ハ之レヲ公私ノ二ニ分ツ公法ハ羅馬帝国ノ政府ノ内部ニ関シ私法ハ各人ノ事ニ関ス今其私法ヲ論セソニ其門三ツニシテ自然法、万国法、国法ノ理ニ成ルモノトス」となつている。

(4) 聴講者の書き込みは、中大本に比較して非常に少ないが、たとえば司法省本にしたがつて、第一巻第二十五章の標題「後見人又ハ守産人ヲ免除スル事」を「後見人又ハ守産人トナルコトヲ免除スル事」、「生産」を「生存」、そして「不橡」を「不朽」と訂正していること、さらに同第八節「財産ノ尠少ナルモノハ之ヲ免ル命スル官ハ法官ノ下官ナリ」という欄外書き込みは、司法省本の同節「註釈」の「其財産果シテ僅ツテ僅少ナル乎……如何ハ司法官之ヲ決定スヘシ」(「司法官」は「法官」と訳されている箇所もある)に符合する。

(追　記)　この研究ノートをまとめるについては、法務図書館の福島小夜子氏、専修大学年史編纂室の小川氏、中央大学図書館、奈良地方裁判所五条支部、そして富山県史編纂室の広田寿三郎氏のお世話になつた。また、本塾法学部教授の手塚豊先生には、いろいろな点でご教示とご指導をいただいた。ここに厚くお礼申し上げたい。